

公布された条例のあらまし

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

家畜改良増殖法の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和二年十月一日から施行することとした。

◇地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の改正に伴い、同法の条項等を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和二年十月一日から施行することとした。